

伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に生息する所有者の判明しない猫、捨て猫等（以下「野良猫」という。）の増加及びこれに伴う被害を防止することを目的に、野良猫を捕獲した者が実施する野良猫の去勢手術又は不妊手術（以下「去勢不妊手術」という。）に要する費用の一部を補助するため、予算の範囲内において伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象者は、市内に住所を有する者であって、野良猫に去勢不妊手術を行ったものとする。

2 補助の対象となる去勢不妊手術は、神奈川県内に開業する獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する者が行う去勢不妊手術とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1匹につき3,000円とする。ただし、去勢不妊手術に要した費用の額がこれを下回るときは、当該去勢不妊手術に要した費用の額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、同一年度1世帯当たり5匹までとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査

し、交付すべきものと決定したときは、伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（変更交付の申請）

第6条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があり、審査の結果、交付する補助金を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（去勢不妊手術の実施）

第8条 第5条又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当初申請の決定の日から起算して30日以内（当該決定の日が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで）にその申請に係る野良猫の去勢不妊手術を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 第5条又は第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、申請の取下げをしようとするときは、当該決定の日から起算して30日以内（当該決定の日が3月1日以降である場合にあっては、3月末日まで）に伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金決定通知書又は伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金変更交付決定通知書を添えて、市長に申し出なければならない。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、去勢不妊手術が完了した後において交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金交付請求書（第5号様式）に伊勢原市野良猫の去勢不妊

手術費補助金決定通知書又は伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、去勢不妊手術実施日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年7月6日告示第124号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年5月16日告示第100号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第62号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

